

## 移住支援金制度 詳細

企画経営部企画政策課

## 1 事業目的

兵庫県では県内市町と協調し、東京一極集中の是正、県内への人材還流、中小企業の人材確保、起業の促進を目的に、要件を満たす方に対して移住支援金を支給する兵庫県移住支援事業を実施している。本市も本事業について令和 6 年度から参画し、市内への転入促進等を図る。

## 2 事業概要

条件を満たした市内への移住者に対し、次の移住支援金を支払う。

単身で移住 60 万円

世帯で移住 100 万円

(世帯に 18 歳未満の子どもがいる場合、子ども 1 名につき 30 万円の加算あり。)

## 3 対象者

本市に移住する方のうち、以下の全ての要件を満たす方が対象

- ① 5 年以上、東京 23 区に在住又は通勤していた方
- ② 5 年以上継続居住される意思のある方
- ③ 以下のいずれかに該当する就職又は起業をされた方等

区分	対象要件
就職された方	「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載され、「移住支援金対象」と表示のある求人への就業(※本市は3社該当)
プロフェッショナル人材事業等を活用して就職された方	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用した就業
テレワーカー	自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合
起業された方	兵庫県が実施する「起業家支援事業東京 23 区枠」の交付決定を受けた起業

## 4 財源 市 1/2、県 1/2

## 5 令和 5 年度の県内実施状況

実施	姫路市、西宮市(一部地域に限る※)、洲本市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町 ※西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域)のみ対象
未実施	神戸市、尼崎市、明石市、芦屋市、宝塚市、川西市及び西宮市の対象外地域